

安中市 第4回 農業委員会総会（選挙会）議事録【部分開示】

開催日時 令和7年4月3日 午前 9時56分

開催場所 安中市役所第201会議室

閉会日時 令和7年4月3日 午前11時40分

出席者

(暫定席順)	1番	萩原 幹雄	2番	猿谷 健一	3番	須藤 房二
	4番	岡部 雅彦	5番	伏田 再子	6番	佐藤 光司
	7番	井上 豊	8番	眞砂 幸光	9番	金井 亮
	10番	田中 正明	11番	柘植 正	12番	塩谷 幸生
	13番	須藤 克美	14番	橋本 一男	15番	宇佐美幸雄
	16番	丸山 征二	17番	田中 錦也		
	出席者	1番	井上 豊	2番	佐藤 光司	3番
(本席順)	4番	須藤 房二	5番	萩原 幹雄	6番	岡部 雅彦
	7番	柘植 正	8番	眞砂 幸光	9番	田中 錦也
	10番	橋本 一男	11番	猿谷 健一	12番	田中 正明
	13番	塩谷 幸生	14番	宇佐美幸雄	15番	金井 亮
	16番	伏田 再子	17番	丸山 征二		

議事参与 農林課長 山田幸則 農政係長 岡田 強 農政係 小野恭義
 農業委員会事務局長 茂木浩之 庶務兼農業振興係長 遠間ゆかり
 農地係長 真下貴光
 書記 事務局

日程第1 仮議席の指定について
 日程第2 選挙会会議録署名人の指名について
 日程第3 選挙第1号 会長の互選について
 日程第4 選挙第2号 会長職務代理者の互選について
 日程第5 議席の決定について
 日程第6 議事録署名人の指名について
 日程第7 議案第1号 安中市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
 日程第8 その他

農政係長 それでは、皆様のほうがおそろいになりましたので、お時間では10時からではございますが、定刻より少し早いですが、始めさせていただきます。

思います。私は、農林課農政係長を務めております岡田と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、農業委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づき、市長において招集させていただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、大変恐縮でございますが、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、席番号1番の委員さんから順次お願いいたします。

委 員 （自己紹介）

農政係長 ありがとうございます。

ここで職員の紹介をさせていただきます。

職 員 （自己紹介）

農政係長 それでは、会長が選出されるまでの間、会議の招集者であります市長に代わりまして農林課長が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 改めてお世話になります。今日、市長は他の公務が入っております。また、み
(課長) りよく創出部長につきましては市外出張ということで、大変僭越なのですけれども、農林課長の私が議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします

それでは、新しい会長が決定するまで議長を務めさせていただきます。

ただいまの出席委員は17名でございます。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による総会開催定足数を満たしていますので、会議は成立しております。

ただいまから、令和7年第4回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1、仮議席の指定についてですが、私から指定したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 異議なしと認めます。

(課長) よって、先ほど受付で「くじ」を引いていただいた順番でご着席願っておりますが、その席順をもってただいまの仮議席といたします。

次に、日程第2、選挙会会議録署名人の指名についてお諮りいたします。

会長の互選及び会長職務代理者の互選に関する選挙会の会議録署名人でございますが、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 異議なしと認めます。

（課長） よって、議席番号 1 番の萩原幹雄委員と 17 番の田中錦也委員の両君を指名いたします。

次に、日程第 3、選挙第 1 号、会長の互選についてを議題といたします。

ただいまから互選のための選挙会を開きますが、選挙長に議長である私が当てることといたしたいが、これにご異議ございませんか。

委 員 （異議なし）

選挙長 異議なしと認めます。

（課長） よって、そのように取り計らわせていただきます。

選挙会開催通知につきましては、本日の総会開催通知に同封し、あらかじめ配付させていただいております。

ただいまの出席委員は 17 名であります。よって、安中市農業委員会選挙規程第 4 条の規定による出席委員の定足数を満たしていますので、選挙会は成立いたしました。

初めに、安中市農業委員会選挙規程第 6 条による選挙管理人を定めたいと思います。私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 （異議なし）

選挙長 異議なしと認めます。それでは、選挙管理人に農政係長を指名いたします。

（課長） それでは、会長の互選について、事務局から説明をお願いいたします。

農政係長 農業委員会等に関する法律第 5 条の規定に基づき、安中市農業委員会長の互選を願いたい。

令和 7 年 4 月 3 日提出、安中市長岩井均。

補足ではありますが、農業委員会等に関する法律第 5 条の規定で、「農業委員会に会長を置く。会長は、委員が互選した者をもって充てる」としています。

互選につきましては、安中市農業委員会選挙規程に基づき執り行いますが、投票による選挙による方法、または指名推選の方法がございます。

投票による選挙の場合は、安中市農業委員会選挙規程第 7 条から第 14 条によりまして、候補者に対し、委員 1 人につき 1 票、単記無記名により投票を行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とし、得票数が同数の場合は、抽選により決定するという方法でございます。

指名推選の場合は、安中市農業委員会選挙規程第 15 条によりまして、この選

出方法を選択することについて、委員の中に異議のない場合に実施されます。併せて、指名された者が委員全員の同意があった場合に当選人となります。また、推選される候補者が複数の場合は、全員の同意とならないため、投票による選挙に移行いたします。

以上を踏まえて、事務局からの提案となりますが、まずは選挙の対象となる資格者についてご確認願います。

全員を対象として投票を行う方法がよいのか、立候補及び推選で名前の出た人のみを対象として行うほうがよいのか。後者の立候補及び推選を選んだ場合には、候補者が1名のみであったときに、投票を省略して挙手による承認という手段があります。ただし、満場一致での承認が条件となりますので、そうでない場合は、たとえ候補者が1人でも改めて投票を行い、その結果による最多得票者で決定となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

選挙長 (課長) ただいま事務局から会長の選出方法について説明がありました。投票対象となる資格者について、全員を対象とするか、立候補または推選のあった者とするか、どちらの方法で行ったらよいか、皆様のご意見をお願いいたします。

16番委員、お願いします。

16番委員 指名推選方式でお願いします。

選挙長 (課長) ただいま16番委員から指名推選方式によるものという意見が出されましたが、ほかにご意見ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

選挙長 (課長) ただいま指名推選方式という意見がありました。会長候補者については、指名推選された人を対象として選挙をするという方法でよろしいでしょうか。これに同意する方の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

選挙長 挙手全員であります。

(課長) 指名された方を対象として選挙を行います。

会長の互選方法については、指名による候補者を絞っての投票という形を取ったらというご意見が承認されましたので、推選による選挙を行います。

それでは、推選したいという方は、その場で挙手をお願いいたします。

7番委員。

7番委員 16番の丸山征二委員を推選いたします。

選挙長 ほかに推選される方はいらっしゃいませんか。
(課長)

委 員 (なし)

選挙長 いないようですので、ただいま会長候補者として、7番委員より、16番、丸
(課長) 山征二委員の推選が出されました。

会長の互選方法につきまして、候補者を募集したところ1名のみでした。投票によらず指名推選とすることができますが、指名推選については、先ほど説明がありましたように、指名推選の方法を採用することについて、委員全員の同意が必要でございます。

お諮りいたします。会長の互選について、指名推選による方法を採用することに同意する諸君の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

選挙長 挙手全員であります。

(課長) よって、会長の互選については、指名推選により選出することに決定いたしました。

ただいま、16番、丸山征二委員のお名前が挙がっておりますが、ほかにございませんか。

8番委員 ほかの人の名前を挙げてもいいのですか。

選挙長 指名になっていきますので。
(課長)

8番委員 だって、今さっきも一回きって、そのほかにありますかと言わなかったでしょ。

選挙長 一度お諮りを、指名推選された方について、指名推選することに同意する方の
(課長) 挙手を求めて、その後ですね。先ほど推選を求めたところ、1名だったので。

8番委員 1名だったのだけれども、そのほかにありませんかと聞かなかったでしょ。

選挙長 先ほど挙手全員でございました。失礼しました。挙手全員でありますので。す
(課長) みません。

暫時休憩いたします。

(休憩午前10:30)

(暫時休憩)

(再開午前10:51)

選挙長 会議を再開いたします。

(課長) 先ほど8番委員からお話がありました件なのですけれども、録音を確認させて

いただきました。そうしましたら、推選のところで、7番委員さんが推選された後に、ほかに推選をされる方はおりませんかという声かけをさせていただいてから次のところに進めさせていただいておりました。引き続き、会議を再開させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

その後に、会長の互選方法について、候補者を募集したところ1名のみでしたので、投票によらず指名推選とすることができることにつきまして、同意する方の挙手を求めましたところ、挙手全員でございました。そのため、挙手全員でありましたので、次に進めさせていただきます。

8番委員 その前にちょっといいですか。

選挙長 はい。

(課長)

8番委員 中断するようで申し訳ないですが、聞こえなかったということの、良く分からないですが、その録音を確認させて下さい。よろしく。

選挙長 分かりました。

(課長)

選挙長 挙手全員であります。

(課長) よって、丸山征二委員が、安中市農業委員会選挙規程第15条の規定により当選人と決定いたしました。

安中市農業委員会選挙規程第16条の規定により、本席にて当選されたことを告知いたします。

それでは、新しい会長に就任のご挨拶をお願いいたします。

新会長 改めまして、皆さん、こんにちは。ちょっとごちゃごちゃがありましたけれども、皆さんの推選によりまして安中市農業委員会会長を拝命しました丸山征二と申します。微力ではありますが、安中市農業委員会発展と、ひいては安中市農業のますますの振興に邁進してまいりたいと思いますので、皆様のご指導、ご鞭撻、そして何よりもご協力をよろしくお願い申し上げまして、3年間、よろしくお願いいたします。

選挙長 会長が決定いたしましたので、私の任務は終わりました。ここで退席させていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

(課長)

会長は、こちらの席で後の議事をよろしくお願いいたします。

(農林課長退席)

新議長 それでは、議長に就任させていただきます。着座にて進行させていただきます

ので、よろしくお願いいたします。

議事進行の打合せのため、暫時休憩をお願いいたします。

(休憩午前 10:55)

(暫時休憩)

(再開午前 10:59)

会 長 会議を再開いたします。

局 長 農業委員会事務局の茂木と申します。よろしくお願いいたします。

会長が選任されました。農業委員会等に関する法律第5条、第27条及び安中市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議事を進めることとなっております。

したがいまして、議長を丸山会長をお願いいたします。

議 長 それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(会長) 着座にて進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、日程第4、選挙第2号、会長職務代理者の互選についてを議題いたします。

互選のための選挙会の選挙長ですが、議長である私が当たることとしたいが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

選挙長 異議なしということですので、そのように取り計らせていただきます。

(議長) 選挙会開催通知につきましては、本日の総会開催通知に同封し、あらかじめ配付させていただいております。

ただいまの出席委員は17名であります。よって、安中市農業委員会選挙規程第4条の規定による出席委員の定足数を満たしていますので、選挙会は成立いたしました。

初めに、安中市農業委員会選挙規程第6条による選挙管理人を定めたいと思います。私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

選挙長 異議なしと認めます。それでは、選挙管理人に茂木農業委員会事務局長を指名いたします。

それでは、会長職務代理の互選について、事務局より説明をいたさせます。

事務局 皆様のお手元に事前に配付させていただいております選挙第2号、こちらのほうを読み上げをさせていただきます。

選挙第2号、会長職務代理者の互選について。

農業委員会等に関する法律第5条の規定に基づき、安中市農業委員会会長職務代理者の互選を願いたい。

令和7年4月3日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

補足であります。農業委員会等に関する法律第5条の規定で、農業委員会に会長を置くとし、会長が欠けたとき又は事故あるときは、委員が互選した者がその職務を代理すると定められております。

会長職務代理者の互選の方法については、会長の互選と同様に、安中市農業委員会選挙規程に基づいて執り行います。

互選の方法については、投票による選挙による方法、または指名推選の方法がございます。

細部の説明については、会長の互選での説明で代えさせていただきますが、事務局からの提案として、まずは選挙の対象となる資格者についてご確認願います。全員を対象として投票を行う方法がよいのか、立候補及び推選で名前の出た人のみ対象として行うほうがよいのか。

後者の立候補及び推選を選んだ場合には、候補者が1名のみであったときに、投票を省略して挙手による承認という手段があります。ただし、満場一致での承認が条件となりますので、そうでない場合は、たとえ候補者が1人でも改めて選挙を行い、その結果による最多得票者で決定となります。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

選挙長 ただいま事務局から会長職務代理者の選出方法について説明がありました。投票対象となる資格者について、全員とするか、立候補または推選のあった者とするか、どちらの方法で行ったらよいか、皆様の意見をお願いいたします。

13番。

13番委員 13番です。立候補並びに推選という形でお願いしたいと思います。

選挙長 ただいま、立候補または推選という意見がありました。会長職務代理者候補者については、立候補または推選された人を対象として選挙するという方法でよろしいでしょうか。これに同意する諸君の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

選挙長 挙手全員であります。

よって、立候補または推選された人を対象として選挙を行います。

会長職務代理の互選方法については、立候補または推選により候補者を絞って

投票という形を取ったらというご意見が多数でしたので、立候補または推選により選挙を行います。

それでは、立候補される方または推選をしたいという方は、その場で挙手をお願いします。

14番。

14番委員 推選選考、願いたいと思います。

選挙長 何番。

14番委員 7番の井上豊さんを推選申し上げます。

選挙長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。12番の塩谷幸生さん。長い間、見識とか、それから今実際、取り組んでいるところ、それらを勘案しまして推選いたします。

選挙長 ほかにありますか。

委員 (なし)

選挙長 なければ締め切ります。

それでは、ただいまより会長職務代理者選挙の投票を開始します。

投票の方法は、安中市農業委員会選挙規程第10条の規定により、投票は委員1人について1票とし、単記無記名により行っていただきます。選挙管理人は投票用紙を配付してください。

(事務局長 投票用紙配付)

選挙長 投票用紙の配付が終わりました。配付漏れはありませんか。

委員 (なし)

選挙長 ないようですので、投票箱に何も入っていないことを確認してください。

(庶務係長 各委員に投票箱の中を確認してもらう)

選挙長 それでは、順次投票をお願いします。

委員 (投票)

選挙長 投票漏れはございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ投票を終了いたします。

ただいまから開票を行いたいと思います。

お諮りいたします。安中市農業委員会選挙規程第12条の規定による開票立会人2名を私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

選挙長 異議なしと認めます。

それでは、開票立会人に議席番号 2 番、猿谷委員、15 番、宇佐美委員の両君を指名いたします。

開票立会人は立会いをお願いいたします。

（開 票）

選挙長 開票が終わりましたので、開票結果を報告いたします。

投票総数 16 票

有効投票 16 票

無効投票 0 票

有効投票中

井上委員 11 票

塩谷委員 5 票

以上の結果、井上委員が最多得票を得ましたので、安中市農業委員会選挙規程第 14 条の規定により、当選人と決定いたしました。

安中市農業委員会選挙規程第 16 条の規定により、本席にて当選されましたことを告知します。

それでは、新しい会長職務代理者に就任のご挨拶をお願いいたします。

職務代理 ただいま投票によりまして、大変重責を担うことになりました井上でございます。何より各委員さんのご協力がないと委員会をやっていくことはできません。微力ではございますけれども、誠心誠意がんばっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

選挙長 以上をもちまして選挙会を終了いたします。

時に 午前 11 時 15 分

（この後、議案審議を行い、午前 11 時 40 分に閉会となりました。）

以上、会長互選及び会長職務代理者の選挙会の顛末を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和 7 年 4 月 3 日

選挙第 1 号選挙長
(安中市農林課長)

選挙第 2 号選挙長
(安中市農業委員会会長)

暫定議席 1 番

暫定議席 1 7 番

議 長 議事進行の打合せのため、暫時休憩をお願いします。

(休憩午前 11 : 15)

(暫時休憩)

(再開午前 11 : 18)

議 長 会議を再開します。

次に、日程第 5、議席の決定についてを議題といたします。ただいまの議席につきましては、暫定的な仮議席となっております。

議席については、申合せにより、末番を会長、1 番を会長職務代理とすることになっておりますので、2 番から 16 番までを決定いたします。議席の位置は仮議席のとおり左回りいたします。

議席を定める方法は、安中市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定で会長において定めとなっておりますが、事務局で案を用意いたしましたので、皆様に承認いただき、決定とさせていただきたいと思います。案を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、案を説明させていただきます。

行政区順に 2 番から 16 番までの番号を順番に振らせていただくこととさせていただきます。

以上です。

議 長 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま事務局の説明のとおり議席を決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議席は決定いたしました。

事務局に発表させますので、決定した議席に移動をお願いいたします。

(事務局：議席番号の朗読)

(委 員：議席へ移動)

議 長 それでは、議事に戻ります。

次に、日程第6、議事録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名については、安中市農業委員会会議規則第23条の規定により会長において指名いたしますが、これにご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。

よって、1番、井上委員、16番、伏田委員の両君を指名いたします。

書記に事務局職員を任命いたします。

次に、日程第7、議案第1号、安中市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、事務局より説明をいたさせます。

事務局 では、議案第1号、安中市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について。安中市長岩井均から、安中市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦依頼がありましたのでご推薦願いたい。

令和7年4月3日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

推薦委員につきましては14名の方になっていただきます。任期は2年間になります。ただし、今回につきましては、前委員の残任期間というのが1年間ありますので、今日から令和8年3月31日までの任期という形になります。

補足説明させていただきます。安中市農業振興地域整備促進協議会でございますが、農林課が事務局となっており、年2回開かれる協議会となっております。主な仕事でございますが、農業振興地域、農振、青地、白地というのを耳にされたことがあると思いますが、その農振の青地を除外して白地にするということでございます。農業委員会総会における多くの案件につきましては、農振の

青地となっておりますと、除外をしてから、白地としてからでない原則転用はできないこととなっておりますので、農地の転用における事前作業ということになります。申請が4月末締切りで6月の会議の開催、それと10月末日締切りで、12月の会議の開催、年2回開催される協議会におきまして、農用地利用計画などについての地区委員としての意見や協議をしていただく会議となります。今回、農業委員さんが17名いらっしゃいますが、各地区、各行政区から1人ずつの計14名をお願いしたいとの依頼が農林課のほうから来ております。各地区1名となりますと、大部分の委員さんに就任していただくこととなりますが、2名おられる地区もございます。複数となっている地区は、今から申し上げます。3地区になります。東横野地区、磯部地区、細野地区、この3地区になります。この3地区につきましては、委員さんが2名いらっしゃいますので、どちらかお一人決めていただければと思います。そのほかの地区につきましては、お一人ですので、そのまま推薦ということでお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、補足の補足ですが、2名いらっしゃる各地区1名に今回農業振興地域整備促進協議会の委員になっていただくわけですが、もう一人の方につきましては、農業者年金加入推進部長という役職がございます。そちら3名になっていただくことになっておりますので、今回出席の17名の委員さん、必ずどちらかの役に就任していただく形となりますので、ご承知おきください。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

議案第1号については各地区からの推薦ということです。暫時休憩し、各地区ごとに話し合い、推薦を取りまとめることとしますので、事務局に結果を報告してください。

暫時休憩いたします。

(休憩午前11:24)

(暫時休憩)

(再開午前11:28)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局より結果の報告をお願いいたします。

事務局 では、報告させていただきます。時間の都合もございますので、農業者年金の加入推進部長のお名前だけ読み上げをさせていただきたいと思います。ご容赦

ください。加入推進部長が、須藤克美委員、それから岡部雅彦委員、伏田再子委員、この３名になっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それ以外の１４名の委員に農業振興地域整備促進協議会の委員ということでよろしくお願いいたします。

議長 それでは、お諮りいたします。ただいまの報告のとおり推薦することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって、報告のとおり推薦することに決定いたしました。

次に、日程第８、その他についてであります。事務局からお願いいたします。

事務局 （その他事務局の説明）

- １、農業者年金加入推進部長の推薦について
- ２、議事録署名人について
- ３、審査班編成について
- ４、今後の予定について
- ５、農業振興研究会・互助会について
- ６、配布物について

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、審査班の班長、副班長を決めるために、暫時休憩といたします。

なお、班長、副班長が決まりましたら、事務局まで報告してください。

（休憩午前１１：３５）

（暫時休憩）

（再開午前１１：３８）

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

審査班の班長、副班長について、事務局より発表いたさせます。

事務局 では、第１班から、班長さんと副班長さんだけの読み上げでよろしいでしょうか。

では、第１班班長、伏田再子委員、副班長、田中正明委員、第２班班長、宇佐美幸雄委員、副班長、眞砂幸光委員、第３班班長、金井亮委員、副班長、橋本一男委員。

以上です。

議長 以上の班長、副班長の皆さん、よろしくお願いいたします。

その他。

事務局 先ほどちょっと委員の中からお話があったので、お伝えさせていただくのですが、委員の皆さんに、例えば出張とかしていただいたときなのですから、旅費等は特に支給はございません。

それから、報酬につきましては、基本的に委員の皆さんは35,500円、毎月報酬額です。ただ、そこから源泉、所得税を引かせていただいたり、先ほど申し上げました互助会、全国農業新聞、それから振興研究会、こちらのほうを差し引かせていただきますので、ご了承ください。

それから、皆さんの身分としては非常勤の職員という形になりますので、よろしくお願いいたします。

議長 以上で本日の総会審議は全て終了いたしました。

これにて第4回総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

時に午前11時40分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和7年4月3日

安中市農業委員会会長

1 番委員

1 6 番委員